

「ひろしまモール～やっぱりふるさと広島が好き！買って、使って応援しよう！」
キャンペーン出品規約

第1章 総則

第1条（本規約）

本規約は、広島県の受託事業者である株式会社中国新聞社（以下「甲」という。）が運営する「ひろしまモール～やっぱりふるさと広島が好き！買って、使って応援しよう！」キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）に、出品者（以下「乙」という。）が出品する際に適用される条件を定めたものである。

第2条（出品）

1. 乙は、本キャンペーンへの出品を希望する場合、以下の各号のうち希望する参加方式を選択し、甲所定の方法により申込みを行わなければならない。
 - (1) A 乙自社サイトへのリンク方式
 - (2) B 株式会社47CLUB（以下「47CLUB」という。）の「ひろしまモール47CLUB ショップ」（以下「47CLUBサイト」という。）への商品提供方式
 - (3) C カタログ販売方式
2. 前項の申込みをした場合、乙は本規約に同意したものとみなす。
3. 第1項の申込み後、甲が乙に対し本キャンペーンに参加可能である旨の通知をした際に、本契約は成立する。

第3条（届出事項）

1. 乙は、第2条の申込みの際し、以下の各号の事項をあらかじめ甲に届け出るものとする。
 - (1) 会社名、代表者名および住所、出品する商品、販売価格、販売するサイトのページアドレス
 - (2) その他甲所定の事項
2. 乙は、前項の事項を甲の承諾なく変更することはできない。
3. 前項の承諾がなかったことにより甲又は乙に生じた損害は乙の負担とする。

第4条（協力義務）

乙は、商品写真その他の出品に際し必要な情報を甲に提供しなければならない。

第5条（契約期間）

契約期間は、本契約成立日から2020年12月31日までとする。

第6条（禁止事項）

1. 乙は、本キャンペーンへの出品に際して、以下の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (2) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
 - (3) 本キャンペーンの趣旨に反する行為
 - (4) 本規約に反する行為
 - (5) 甲が不適当と判断した行為
 - (6) 前各号に準ずる行為
2. 甲は、乙が前項に違反したと判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号の措置をとることができる。
 - (1) 乙の出品情報の削除
 - (2) 乙の商品に関する取引の一時又は永続的停止
 - (3) 契約解除
 - (4) その他、甲が必要かつ適切と判断する措置
3. 前項の措置により乙に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負担しない。

第7条（個人情報の管理）

1. 乙は、本キャンペーンに関し受領する個人情報を次の目的にのみ利用するものとする。
 - (1) 商品の発送または本キャンペーンに関する連絡および問い合わせ対応など本キャンペーンを遂行する目的
 - (2) 本キャンペーン終了後、乙の商品およびサービスを紹介・宣伝するパンフレットおよびアンケート等を郵送または電子メールで送付する目的
2. 乙は個人情報について、自己の責任と費用によって厳重かつ適切に管理しなければならないが、購入者及び甲の承諾なく第三者に開示することはできない。

第8条（品質保証、その他の保証）

1. 本キャンペーンで販売する商品に関し、乙は次の事項を保証する。
 - (1) 食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）、食品表示法、景品表示法、健康増進法、計量法、不正競争防止法、医薬品医療機器等法、酒税法、公正競争規約その他関連諸法規及び各自治体条例等が定める基準に合致すること
 - (2) 製造物責任法にいう欠陥のないこと
 - (3) 商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の他者の知的財産権を侵害しないこと
 - (4) 消費期限、賞味期限、製造年月日等の制約を受けるものについては、十分な使用期

間を有すること

- (5) 乙が定める商品の規格書と合致し、各種証明書の記載内容と相違していないこと
2. 乙は、商品について規格変更を決定した時は、事前に甲に書面または電子メールにより通知し、甲の承諾を得た上で、新たに変更後の規格書を甲に提出する。
3. 甲が乙に対し商品の製造、規格及び品質検査に関する記録などの提出を要請した場合、乙は直ちにこの要請に応じる。
4. 甲は必要に応じ、商品に関連する工場、施設、倉庫等に立入検査を実施することができる。
5. 乙は商品納品前に必ず品質管理検査を行い、商品に問題が無い事を確認しなければならない。

第9条（生産物賠償責任保険）

1. 乙は、本契約期間中、商品に関し、乙の費用で生産物賠償責任保険を付保し、これを継続する。
2. 甲が請求した場合には、乙は前項の保険証券の写しを甲に交付しなければならない。

第10条（契約の解除等）

1. 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は何等の催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき
 - (2) 手形若しくは小切手の不渡り、支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥りまたは破産、特別清算、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改定または制定されたものを含む）の申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき
 - (3) 合併によらず解散したときまたは会社を分割したとき
 - (4) 本規約、個別契約または他の取引約定に違反したとき
 - (5) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - (6) 財産状況が悪化、またはそのおそれがあると甲が認めたとき
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者に該当するまたは所属することが判明したとき
 - (8) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害

する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき

(9) 前各号に準じる行為を行ったとき

2. 前項の解除により甲に損害及び費用（回収告知、商品引取り、検査、保管、廃棄処分等に係る費用、及び弁護士費用等を含む）が生じたときは、乙は直ちに賠償の責に任ずる。
3. 第1項の解除により乙に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負担しない。

第11条（権利義務譲渡禁止）

乙は、甲の書面による事前の同意なくして、本契約及び個別契約より生ずる権利義務を第三者に譲渡、または、第三者の為にこの上に権利を設定してはならない。

第12条（秘密の保持）

乙は、本キャンペーンへの参加に際して知りえた一切の情報は、契約有効期間内および契約期間終了後、本キャンペーンを遂行する目的以外に利用してはならず、第三者に漏洩してはならない。

第13条（本キャンペーンの停止）

1. 甲は、次の場合には、乙に事前の通知をすることなく、本キャンペーンに関するwebサイトの一部及び全部を停止することができるものとする。
 - (1) 設備の保守および障害対応によりやむを得ない場合
 - (2) 戦争、暴動、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、火災、停電その他の非常事態により、本キャンペーンの運営が遂行できなくなった場合
 - (3) その他、甲が合理的な理由に基づき中断または終了が必要と判断した場合
2. 前項の措置により乙に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負担しない。

第14条（損害賠償及び免責）

1. 甲及び47CLUBは、本キャンペーンに関し、乙に対して、一切の賠償責任を負担しない。
2. 前項にかかわらず、甲又は47CLUBが何らかの責任を負担する場合であっても、甲又は47CLUBが乙に対して負担する責任の総額は、本キャンペーンに関し、乙が支払った手数料の総額を上限とする。

第15条（準拠法および裁判管轄）

本規約は日本国法に準じて解釈されるものとし、甲および乙は、本キャンペーンに関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに合意する。

第16条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、乙の承諾を得ることなく本規約を変更できる。
2. 前項の変更を行う場合には、変更後の本規約を、本キャンペーンに関するwebサイト上の掲載、メールその他の甲が適当と判断する方法により、周知する。
3. 変更後の本規約は、前項の周知に特段の記載がない限り、前項の周知から1週間後に有効となる。

第17条（商品情報の利用）

1. 乙は、甲、47CLUB及び広島県に対し、乙の商品の商標権、著作権その他の情報（以下「商品情報」という。）を本キャンペーンやその広告宣伝活動に利用する権利（必要かつ適正とみなす範囲で省略等の変更を加える権利を含む。）を、無償で、地域の限定なく許諾する。なお、乙は商品情報の著作者人格権を甲、47CLUB及び広島県に対して行使しないものとする。
2. 甲、47CLUB及び広島県は、乙の商品情報について、その完全性、真実性、正確性、もしくは信頼性を是認、支持、表明もしくは保証するものではない。また、本キャンペーンを介して表示されるいかなる意見についても、それらを是認するものではない。

第2章 A 乙自社サイトへのリンク方式の場合の特則

第18条（販売方法等）

1. 甲は、第2条1項1号の「A 乙自社サイトへのリンク方式」（以下「A方式」という。）が選択された場合、以下の各号を行う。
 - (1) 本キャンペーンの特設サイト（以下「特設サイト」という。）に乙の出品商品を掲載
 - (2) 特設サイトに乙自社サイト等の当該出品商品ページのURLをリンク
2. 乙は、A方式を選択した場合、受注管理、決済、問い合わせ対応、商品発送等を行う。

第19条（手数料）

A方式に関して手数料は発生しない。

第20条（クーリングオフ）

乙は、A方式に関し、法に基づいてクーリングオフ等の処置を誠実に対応しなければならない。

第21条（責任）

1. 乙は、A方式に関し、自らの責任と費用において購入者に対応しなければならない。
2. 甲は、A方式の商品販売に関して発生したトラブルに対し、いかなる責任も負担しない。

第3章 B 47 CLUBサイトへの商品提供方式の場合の特則

第22条（47 CLUBサイトの利用）

乙は、第2条1項2号の「B 47 CLUBサイトへの商品提供方式」（以下「B方式」という。）を選択した場合、以下の各号に同意する。

- (1) 乙の商品を47 CLUBが販売すること
- (2) 47 CLUBが定める47 CLUBサイトの各規約に従い販売すること
- (3) 47 CLUBがB方式の事務手続きを甲に委託すること
- (4) 乙の商品の販売価格を第3条1項で乙が届け出た金額とすること
- (5) B方式には手数料が生じること

第23条（販売方法）

B方式は以下の手順で行う。

- (1) 47 CLUBは、購入者に対し、売主として47 CLUBサイト内で乙の商品を販売する。
- (2) 47 CLUB又は47 CLUBが指定する業者は、乙に対し、商品が購入された日から2営業日以内に、発注情報を電子メールで伝える。
- (3) 乙は、前号の発注情報を受け取った日から1週間以内に、前号の発注情報に従い購入者に対して商品を発送する。
- (4) 乙は、47 CLUBが指定する業者に対し、購入者に商品を発送した後発送日の翌日までに、伝票番号その他の47 CLUBが定める発送情報を連絡するものとする。

第24条（手数料）

乙は、47 CLUBに対し、B方式の手数料として募集要項等別途定める金額を支払わなければならない。

第25条（商品代金の支払い）

1. 47 CLUBは、購入者から受領した販売代金のうち、前条で定める手数料を引いた金額を乙に支払う。
2. 支払いは、当月末日締め、翌月末日払い（支払方法が銀行払いの場合、翌月最終営業日）とする。振込手数料は乙の負担とする。
3. 47 CLUB又は47 CLUBが指定する業者は、翌月2営業日までに、乙に対し、販売情報（販売数、販売金額、送料額、手数料額及び支払額）を連絡する。
4. 乙は、翌月5営業日までに、47 CLUBが指定する業者に対し、前項の販売情報に基

づき作成した請求書を送付しなければならない。

第26条（梱包、出荷、納品）

乙は、商品の梱包、出荷条件、納品等条件については、47CLUBの定める様式に従う。

第27条（委託）

1. 47CLUBは、甲に対し、B方式の業務の一部または全部を委託することができる。
2. 甲は、第三者に対し、前項で委託を受けた業務の一部または全部を再委託することができる。
3. 乙は、C方式に関する業務の全部又は一部を第三者に委託する場合（以下乙が業務を委託する先を「業務委託先」という。業務委託先が数次にわたるときはそのすべてを含む。）は、あらかじめ47CLUBに届け出るとともに、乙の責任において業務委託先を指揮・管理しなければならない。
4. 乙は、業務委託先に、法令及び本規約が定める乙の義務を遵守させなければならない。
5. 業務委託先が法令又は本規約が定める乙の義務に違反した場合は、乙がこれに違反したものとみなす。

第28条（返品）

1. その理由の如何を問わず、購入者から商品が返品され、商品の販売代金を返金した場合、47CLUBは、乙に対し、手数料を請求することはできない。
2. 前項の場合、乙は、47CLUBに対し、商品の販売代金を請求することはできない。
3. 返品された商品は、47CLUBから乙に送付する。なお、返品に要する費用は、特段の取り決めがなされた場合を除き乙の負担とする。

第29条（クレーム等の対応）

1. 47CLUB又は47CLUBが指定した業者は、B方式に関して次の各号に該当する事由が生じた場合、遅滞なく乙に連絡し、乙と協議して適切な事態の解決を図る。
 - (1) 商品が第8条1項各号の品質保証に違反し、またはそのおそれがあるとき
 - (2) 商品に関し契約不適合責任その他の法律上の責任を負担し、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 第三者より、クレームを受け、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 第三者より、訴訟、調停その他の紛争解決手段の相手方とされ、またはそのおそれがあるとき
 - (5) その他47CLUB又は47CLUBが指定した業者が必要と認めたとき
2. 前項の場合、47CLUB又は47CLUBが指定した業者に生じた損害賠償、弁護士

費用その他一切の費用は乙が負担する。

第4章 C カタログ販売方式の場合の特則

第30条（カタログの利用）

乙は、第2条1項3号の「C カタログ販売方式」（以下「C方式」という。）を選択した場合、以下の各号に同意する。

- （1） 乙の商品を47CLUBが販売すること
- （2） 47CLUBが定める47CLUBサイトの各規約に従い販売すること
- （3） 47CLUBがC方式の事務手続きを甲に委託すること
- （4） 乙の商品の販売価格を第3条1項で乙が届け出た金額とすること
- （5） C方式には手数料が生じること

第31条（販売方法）

C方式は以下の手順で行う。

- （1） 47CLUBは、乙の商品を掲載した本キャンペーンのカタログ（以下「本カタログ」という。）の作成を甲に委託する。
- （2） 甲は、第3条1項の乙の届出事項をもとに本カタログを作成する。
- （3） 47CLUBは、購入者に対し、売主として本カタログに掲載された乙の商品を販売する。
- （4） 47CLUB又は47CLUBが指定する業者は、購入者からの申込を受け、購入者へ代金支払い用の請求書を送付し、乙の商品の代金を受領する。
- （5） 47CLUB又は47CLUBが指定する業者は、乙に対し、（2）の代金が支払われたのを確認してから2営業日以内に、発注情報を電子メールで伝える。
- （6） 乙は、前号の発注情報を受け取った日から1週間以内に、前号の発注情報に従い購入者に対して商品を発送する。
- （7） 乙は、47CLUBが指定する業者に対し、購入者に商品を発送した後発送日の翌日までに、伝票番号その他の47CLUBが定める発注情報を連絡する。

第32条（本カタログの作成）

1. 乙は、商品の表示面積、レイアウト、掲載順序等本カタログの内容について47CLUBに対し、異議を述べない。
2. 本カタログの著作権（著作権法第27条及び第28条その他著作権法に規定する一切の著作権を含む。）は全て広島県に帰属し、乙は、著作者人格権を行使しない。

第33条（手数料）

乙は、47 CLUB に対し、C方式の手数料として募集要項等別途定める金額を支払わなければならない。

第34条（商品代金の支払い）

1. 47 CLUB は、購入者から受領した販売代金のうち、前条で定める手数料を引いた金額を乙に支払う。
2. 支払いは、当月末日締め、翌月末日払い（支払方法が銀行払いの場合、翌月最終営業日）とする。振込手数料は乙の負担とする。
3. 47 CLUB 又は47 CLUB が指定する業者は、翌月2営業日までに、乙に対し、販売情報（販売数、販売金額、送料額、手数料額及び支払額）を連絡する。
4. 乙は、翌月5営業日までに、47 CLUB が指定する業者に対し、前項の販売情報に基づき作成した請求書を送付しなければならない。

第35条（梱包、出荷、納品）

1. 乙がA方式を併せて選択している場合、商品の梱包、出荷条件、納品等条件については、自社の定める様式で行う。
2. 乙がB方式を併せて選択している場合、商品の梱包、出荷条件、納品等条件については、47 CLUB の定める様式に従う。

第36条（委託）

1. 47 CLUB は、甲に対し、C方式の業務の一部または全部を委託することができる。
2. 甲は、第三者に対し、前項で委託を受けた業務の一部または全部を再委託することができる。
3. 乙は、C方式に関する業務の全部又は一部を第三者に委託する場合（以下乙が業務を委託する先を「業務委託先」という。業務委託先が数次にわたるときはそのすべてを含む。）は、あらかじめ47 CLUB に届け出るとともに、乙の責任において業務委託先を指揮・管理しなければならない。
4. 乙は、業務委託先に、法令及び本規約が定める乙の義務を遵守させなければならない。
5. 業務委託先が法令又は本規約が定める乙の義務に違反した場合は、乙がこれに違反したものとみなす。

第37条（返品）

1. その理由の如何を問わず、購入者から商品が返品され、商品の販売代金を返金した場合、47 CLUB は、乙に対し、手数料を請求することはできない。
2. 前項の場合、乙は、47 CLUB に対し、商品の販売代金を請求することはできない。

3. 返品された商品は、47 CLUB から乙に送付する。なお、返品に要する費用は、特段の取り決めがなされた場合を除き乙の負担とする。

第38条（クレーム等の対応）

1. 47 CLUB 又は47 CLUB が指定した業者は、C方式に関して次の各号に該当する事由が生じた場合、遅滞なく乙に連絡し、乙と協議して適切な事態の解決を図る。
 - (1) 商品が8条1項各号の品質保証に違反し、またはそのおそれがあるとき
 - (2) 商品に関し契約不適合責任その他の法律上の責任を負担し、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 第三者より、クレームを受け、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 第三者より、訴訟、調停その他の紛争解決手段の相手方とされ、またはそのおそれがあるとき
 - (5) その他47 CLUB 又は47 CLUB が指定した業者が必要と認めたとき
2. 前項の場合、47 CLUB 又は47 CLUB が指定した業者に生じた損害賠償、弁護士費用その他一切の費用は乙が負担する。

成立 令和2年6月9日

改定 令和2年6月25日